

尖閣諸島領海侵犯事件の不起訴処分に抗議し、
万全の領海警備を求める意見書

昨年9月に発生した尖閣諸島領海侵犯事件について、那覇地検は本年1月21日、海上保安庁艦船に衝突した中国船船長を不起訴(起訴猶予)処分とした。重大かつ悪質な事件であるにもかかわらず、不起訴処分としたことは、今後、同様の事件が発生した際の先例を残すこととなり、到底この措置に納得することはできず、厳重に抗議する。

昨年の事件は、わが国の領海警備に対する国民の信頼を大きく損なわせている。わが国は、四方を海に囲まれ、世界第6位の排他的経済水域を誇っている。豊かな海と6,852からなる島嶼の安全確保は、わが国にとって、死活的に重要な国益である。

よって、国会及び政府においては、昨年の尖閣諸島領域侵犯事件を風化させないため、また、わが国の領土・主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にするため、領海警備に関する必要な法整備を速やかに講じ、領海警備に対する国民の信頼回復に努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年(2011年)3月9日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣

(提出者) 自由民主党所属議員全員